

お知らせ

株式会社イッティに対する意匠権侵害差止等請求訴訟の提起について

TK クリエイト株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役 高坂秀男。以下、「当社」といいます。）は、販売する「ジェットスリムボディ」及び「ジェットスリムボディ MAX」について、意匠権（意匠登録第1653759）を有しています。今般、この意匠権の侵害、または不正競争行為を理由として、当社は、令和4年9月20日付で、株式会社イッティ（東京都渋谷区2丁目14番18号）に対し、意匠法37条1項または不正競争防止法2条1項及び3条1項に基づき、同社の商品である「キユット座シェイク」の製造、販売、及び販売のための展示に対する差止等を求める訴訟の提起を、東京地方裁判所に行いました。

令和4年9月20日

TK クリエイト株式会社